



後期高齢者医療制度の 保険料

先月号で、75歳以上の後期高齢者を対象とする医療制度について、現行の「老人保健制度」に替わり、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まることのお知らせをしました。今月号では、その保険料の概要についてお知らせします。

保険料の負担

現行の「老人保健制度」では、加入する医療保険（国民健康保険や政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合などの被用者保険）の違いによって、自分で保険料を負担する人と、家族の被扶養者として保険料を負担しない人がいますが、「後期高齢者医療制度」では、すべての被保険者が保険料を負担します。

後期高齢者の医療費は総医療費から患者一部負担金を差し引いた医療給付費のうち、5割を税金などの公費（国・県・市）が、4割を74歳以下の人が加入する

各種健康保険が負担する支援金で賄われます。

残りの1割については、「後期高齢者医療制度」の被保険者が保険料として負担することとなります。

保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が頭割り負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。

原則として、県内で同じ保険料率になります。

※保険料率は、岡山県後期高齢者医療広域連合の議会において、

平成19年12月ごろ決定される予定です。

保険料の軽減措置

低所得者の保険料負担を軽減するため、「均等割額」について、世帯の所得水準に応じて7割、5割、2割の3段階の軽減措置が設けられます。

また、これまで被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった人に対する激変緩和措置として、「後期高齢者医療制度」の被保険者の資格を得た月から2年間は、保険料の「均等割額」が5割軽減となり、「所得割額」は賦課されません。ただし、平成20年4月から9月までの半年間はこれを徴収せず、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は9割軽減となります。

激変緩和措置の対象となるのは、「後期高齢者医療制度」の施行日（平成20年4月1日）前日に被用者保険の被扶養者であった人や、制度施行後に75歳になつて被保険者の資格を得た日の前日に被扶養者であった人です。

保険料の納め方

保険料は、介護保険料と同じように、特別徴収（年金天引き）、または普通徴収（納付書払い）によって納付します。

①特別徴収：年金受給額が年額18万円以上の人は、原則として年金から天引きされます。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きの対象となりません。

※平成20年4月1日現在に被保険者で特別徴収の対象となる人は、平成20年4月分の年金から徴収が開始されます。

※平成20年4月1日以降に75歳の誕生日を迎える人や、他市町村から転入した場合などは一時的に普通徴収になります。

②普通徴収：特別徴収の対象とならない人については、納付書払い（現金や口座振替による納付）となります。

■問い合わせ 岡山県後期高齢者医療広域連合 ☎086-245-10090、保険課健康保険係 ☎0258

ケーブルテレビ網の整備

■問い合わせ 企画課情報係 (TEL)0210

市は、行政情報の提供や地上デジタル放送への対応といった地域情報化の課題を解決するためには、ケーブルテレビ網の整備が必要と考え、「情報化計画」を策定しているところです。今月号では、ケーブルテレビについて取り上げます。

ケーブルテレビ Q&A

Q ケーブルテレビのメリットは？

A ケーブルテレビになると、市や運営委託した事業者が番組をつくり、「地域の放送局」として情報を発信することになります。市からのお知らせ、議会や学校行事、地域のイベントなど、市内さまざまな情報を得ることができます。さらに、インターネットやIP電話の利用も可能となります。また、防災無線に代わり、緊急時・災害時の情報を告知放送サービスにより提供することも検討しています。

Q 地上デジタル放送に 対応困難な地域ができるの？

A 地上デジタル放送対応のテレビに買い替え、もしくはデジタルチューナーを設置しても、地域によってこれまでのアンテナの位置では受信できない場合があります。

<共聴組合でデジタル放送に対応する場合>

比較的容易に対応できる場合と、地区の地形等により全面的な改修が必要になるなど、多額の整備費が必要になる場合があります。

<個人のアンテナを設置して対応する場合>

居宅の周辺にアンテナを立てることで受信でき、視聴可能となる世帯は、高梁・有漢・成羽地域で6割から9割程度と想定されます。なお、ケーブルテレビが普及していない川上・備中地域の約3割の世帯では、アンテナを立てても地上デジタル放送の受信が困難になることが予想されています。

ケーブルテレビは、映像情報やインターネット、IP電話※などのサービスのほか、市からのお知らせや地上デジタル放送にも対応可能です。特にインターネットは、私たちの生活に欠かせないものとなつてきています。

市は今後、未整備地域に対してケーブルテレビ網の整備を進めていく計画です。

2011年7月には現在のアナログ放送から地上デジタル放送へと移行すること

なっていますが、総務省の調査では、個人でアンテナを立てたり、共聴組合※に加入しても、簡単にテレビを視聴できる世帯と視聴困難な世帯が生じることが想定されています。

誰もが地上デジタル放送を視聴できるようにするためにケーブルテレビ網の整備を進めていく必要があります。

市の地域情報化推進に市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

※IP電話…インターネット回線を利用した電話

※共聴組合…難視聴地域でテレビアンテナを共同で設置している組合

説明会を行っています



(11月7日 川上総合学習センター)

川上・備中地域でケーブルテレビ網の整備計画について、説明会を開催しています。

行政情報や地域情報などの統一した情報提供が行えるよう整備を進めることや、地上デジタル放送の難視聴地域の解消などについて、ご意見や質問をうかがいながら説明を行っています。